

令和元年度 第1回 貨物運行管理者試験 問題

1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
2. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

問2 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置すること。
2. 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車について、法令に規定する運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さないこと。
3. 法令の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を備え置くこと。
4. 適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を運転者が60歳に達した日以後1年以内(60歳以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年ごとに1回受診させること。

問 3 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の輸送の安全等についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
2. 事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。
3. 事業者は、運行管理者に対し、国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。また、事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言又は指導があった場合は、これを尊重しなければならない。
4. 事業者は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

問 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行わなければならない事項として、A、B、C に入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～6)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

【乗務前点呼】

- (1) 酒気帯びの有無
- (2)
- (3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認

【乗務後点呼】

- (1) 乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2)
- (3) 酒気帯びの有無

【中間点呼】

- (1)
- (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認2. 乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況3. 貨物の積載状況4. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無5. 酒気帯びの有無6. 他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告 |
|---|

問 5 自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長等に速報を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車は交差点に停車していた貨物自動車に気づくのが遅れ、当該事業用自動車はこの貨物自動車に追突し、さらに後続の自家用乗用自動車3台が関係する玉突き事故となり、この事故により3人が重傷、5人が軽傷を負った。
2. 事業用自動車は交差点において乗用車と出会い頭の衝突事故を起こした。双方の運転者は共に軽傷であったが、当該事業用自動車の運転者が事故を警察官に報告した際、その運転者が道路交通法に規定する酒気帯び運転をしていたことが発覚した。
3. 事業用自動車は走行中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していた建設用機械の上部が橋桁に衝突した。この影響で2時間にわたり本線において鉄道車両の運転を休止させた。
4. 事業用自動車の運転者が高速自動車国道を走行中、ハンドル操作を誤り、道路の中央分離帯に衝突したことにより、当該事業用自動車に積載していた消防法に規定する危険物の灯油がタンクから一部漏えいした。この事故により当該自動車の運転者が軽傷を負った。

問 6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び運転者に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備しなければならない。ただし、寝具等必要な設備が整えられていない施設は、有効に利用することができる施設には該当しない。
2. 事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の開始及び終了の地点及び日時に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により、当該変更の内容について適切な指示を行わなければならない。この場合、当該運転者が携行している運行指示書については、当該変更の内容を記載させることを要しない。
3. 運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)は、144時間を超えてはならない。
4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が150キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について、事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

問7 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後1ヵ月以内に実施すること。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。
2. 運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。
3. 事業者は、初任運転者に対する特別な指導について、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施すること。
4. 事業者は、法令に基づき事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。また、確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を実施すること。

問8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の運行管理者の選任等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く)70両を管理する営業所においては、3人以上の運行管理者を選任しなければならない。
2. 事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定を受けた基礎講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。
3. 運行管理者の補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行う点呼において、疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運転をすることができないおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき運転者に対し指示しなければならない。
4. 事業者は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度(やむを得ない理由がある場合にあつては、当該年度の翌年度)に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。ただし、他の事業者において運行管理者として選任されていた者にあつては、この限りでない。

2. 道路運送車両法関係

問 9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、同法の規定により自動車検査証を返納したときは、その事由があった日から30日以内に、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
3. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。
4. 登録自動車について所有者の変更があったときには、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

問 10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の満了する時期が表示されている。
2. 自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
3. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の2ヵ月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。)から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
4. 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車の使用者は、スペアタイヤの取付状態等について、3ヵ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

問 11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
2. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備等に関する事項を処理させるため、車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、を選任しなければならない。
4. 地方運輸局長は、自動車の使用者が道路運送車両法第 54 条(整備命令等)の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車のすることができる。

- | | | |
|---|------------|-----------|
| A | 1. 1日1回 | 2. 必要に応じて |
| B | 1. 3ヵ月 | 2. 6ヵ月 |
| C | 1. 安全運転管理者 | 2. 整備管理者 |
| D | 1. 経路を制限 | 2. 使用を停止 |

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器には、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えることができる。
2. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 2.0メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造でなければならない。
3. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間 200メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。
4. 自動車(大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の車体の外形その他自動車の形状については、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に照らし、次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
2. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき(道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため道路の中央から右の部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。)は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。
3. 自動車を運転する場合において、下図の標識が表示されている自動車は、肢体不自由である者が運転していることを示しているので、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをしてはならない。



道路交通法施行規則で定める様式

緑の色彩は白色

マークの色彩は黄色

地の部分の色彩は緑色

4. 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両であつても、空いている場合は駐車できる。

問 14 道路交通法に定める停車及び駐車を禁止する場所についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(①～③)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、各選択肢は、法令の規定もしくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合には当てはまらないものとする。また、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから 以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、横断歩道又は自動車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
3. 車両は、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
4. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 以内の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。

① 3メートル

② 5メートル

③ 10メートル

問 15 道路交通法に定める第一種免許の自動車免許の自動車の種類等について、次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 大型免許を受けた者であって、21歳以上かつ普通免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のものは、車両総重量が11,000キログラム以上のもの、最大積載量が6,500キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上の大型自動車を運転することができる。
2. 準中型免許を受けたものであって、21歳以上かつ普通免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のものは、車両総重量が7,500キログラム以上11,000キログラム未満のもの、最大積載量が4,500キログラム以上6,500キログラム未満の準中型自動車を運転することができる。
3. 運転免許証の有効期間の更新期間は、道路交通法第101条の2第1項に規定する場合を除き、更新を受けようとする者の当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1ヵ月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間である。
4. 普通自動車免許を平成30年4月10日に初めて取得し、その後令和元年5月21日に準中型免許を取得したが、令和元年8月25日に準中型自動車を運転する場合、初心運転者標識の表示義務はない。

問 16 道路交通法に定める徐行及び一時停止についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両(緊急自動車を除く。)は交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側。)に寄って一時停止しなければならない。
2. 車両等は、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な上り坂及び下り坂を通行するときは、徐行しなければならない。
3. 車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。
4. 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

問 17 道路交通法に定める自動車の運転者の遵守事項及び故障等の場合の措置に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、道路運送車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バスの側方を通過するときは、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
2. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなったときは、道路交通法施行令で定めるところにより、停止表示器材を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。
3. 運転免許(仮運転免許を除く。)を受けた者が自動車等の運転に関し、当該自動車等の交通による人の死傷があった場合において、道路交通法第72条第1項前段の規定(交通事故があったときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。)に違反したときは、その者が当該違反をしたときにおけるその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会は、その者の運転免許を取り消すことができる。
4. 車両等の運転者は、身体障害者用の車椅子が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車椅子の通行を妨げないようにしなければならない。

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法(以下「法」という。)に定める労働契約に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。
2. 試の使用期間中の者に該当する労働者については、法第 20 条の解雇の予告の規定は適用しない。ただし、当該者が1ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。
3. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3 年(法第 14 条(契約期間等)第 1 項各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5 年)を超える期間について締結してはならない。
4. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも 30 日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。

問 19 労働基準法に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。
2. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも30分、8時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
3. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。
4. 使用者は、その雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の休息期間及び休日の労働に関する次の文中、A、B、C に入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該自動車運転者の における休息期間が、それ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
2. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は について を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

- | | | |
|---|---------|--------|
| A | 1. 住所地 | 2. 勤務地 |
| B | 1. 2 週間 | 2. 4週間 |
| C | 1. 1 回 | 2. 2 回 |

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の運転時間は、2 日(始業時刻から起算して 48 時間をいう。)を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えないものとする。
2. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了後継続 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数¹の 3 分の 2 を限度に休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1 日(始業時刻から起算して 24 時間をいう。以下同じ。)において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上でなければならないものとする。
3. 使用者は、トラック運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)が同時に 1 台の事業用自動車に 2 人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、1 日についての最大拘束時間を 20 時間まで延長することができる。
4. 使用者は、業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、トラック運転者を隔日勤務に就かせることができる。この場合、2 暦日における拘束時間は、26 時間を超えないものとする。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(1人乗務で隔日勤務に就く運転者以外のもの。)の5日間の勤務状況の例を示したものであるが、次の1~4の拘束時間のうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における1日についての拘束時間として、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1 日目	0:00	5:00	9:00	13:00	19:00	24:00
	始業		←(フェリー乗船)→		終業	
2 日目	0:00	6:00			18:00	24:00
	始業		終業			
3 日目	0:00	4:00	8:00	12:00	19:00	24:00
	始業		← (フェリー乗船) →		終業	
4 日目	0:00	6:00			18:00	24:00
	始業		終業			
5 日目	0:00	5:00			18:00	24:00
	始業		終業			

1. 1日目:14時間 2日目:12時間 3日目:15時間 4日目:12時間
 2. 1日目:10時間 2日目:12時間 3日目:11時間 4日目:12時間
 3. 1日目:10時間 2日目:14時間 3日目:11時間 4日目:13時間
 4. 1日目:14時間 2日目:14時間 3日目:15時間 4日目:13時間

問 23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	279	289	295	275	319	285	280	269	322	295	290	293	3,491

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	293	289	293	294	315	285	280	290	301	293	294	293	3,520

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	296	280	295	290	309	295	283	280	296	297	300	291	3,512

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	285	288	293	295	317	285	284	269	320	294	295	290	3,515

5. 実務上の知識及び能力

問 24 点呼の実施等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. A営業所においては、運行管理者は昼間のみの勤務体制となっている。しかし、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の7割を超えていることから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。
2. 運行管理者は、乗務開始及び乗務終了後の運転者に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行っている。
3. 乗務後の点呼において、乗務を終了した運転者からの当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況についての報告は、特に異常がない場合には運転者から求めないこととしており、点呼記録表に「異常なし」と記録している。
4. 乗務前の点呼においてアルコール検知器を使用するのは、身体に保有している酒気帯びの有無を確認するためのものであり、道路交通法施行令で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かを判定するためのものではない。

問 25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 他の自動車に追従して走行するときは常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離(ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離)に留意し、前車への追突の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離を保って運転するよう指導している。
2. 運転者は貨物の積載を確実にを行い、積載物の転落防止や、転落させたときに危険を防止するために必要な措置をとることが遵守事項として法令で定められている。出発前に、スペアタイヤや車両に備えられている工具箱等も含め、車両に積載されているものが転落のおそれがないことを確認しなければならないことを指導している。
3. 運転者の目は、車の速度が速いほど、周辺の景色が視界から消え、物の形を正確に捉えることができなくなるため、周辺の危険要因の発見が遅れ、事故につながるおそれが高まることを理解させるよう指導している。
4. 飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、個人差はあるが、例えばビール500ミリリットル(アルコール5%)の場合、概ね4時間とされている。事業者は、これを参考に社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から飲酒が運転に及ぼす影響等について指導を行っている。

問 26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、脳血管疾患は法令により義務づけられている定期健康診断において容易に発見することができることから、運転者に確実に受診させている。
2. 事業者は、日頃から運転者の健康状態を把握し、点呼において、意識の異常、目の異常、めまい、頭痛、言葉の異常、手足の異常等の申告又はその症状が見られたら、脳血管疾患の初期症状とも考えられるためすぐに専門医療機関で受診させるよう対応する。
3. 事業者は、深夜業(22時～5時)を含む業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を6ヵ月以内ごとに1回、必ず、定期的に受診させるようにしている。
4. 平成29年中のすべての事業用自動車の乗務員に起因する重大事故報告件数は約2,000件であり、このうち、運転者の健康状態に起因する事故件数は約300件となっている。病名別に見てみると、心筋梗塞等の心臓疾患と脳血管疾患等の脳疾患が多く発生している。

問 27 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交通事故は、そのほとんどが運転者等のヒューマンエラーにより発生するものである。したがって、事故惹起運転者の社内処分及び再教育に特化した対策を講ずることが、交通事故の再発を未然に防止するには最も有効である。そのためには、発生した事故の調査や事故原因の分析よりも事故惹起運転者及び運行管理者に対する特別講習を確実に受講させる等、ヒューマンエラーの再発防止を中心とした対策に努めるべきである。
2. ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものがあり、運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. いわゆるヒヤリ・ハットとは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した状態をいい、1件の重大な事故(死亡・重傷事故等)が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
4. 平成29年中に発生した事業用トラックによる人身事故は、追突事故が最も多く全体の約5割を占めており、このうち昼間の時間での追突事故が多く発生している。追突事故を防止するためには、適正な車間距離の確保や前方不注意の危険性等に関する指導を徹底することが重要である。

問 28 交通事故及び緊急事態が発生した場合における事業用自動車の運行管理者又は運転者の措置に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 大型トラックに荷物を積載して運送中の運転者から、営業所の運行管理者に対し、「現在走行している地域の天候が急変し、集中豪雨のため、視界も悪くなってきたので、一時運転を中断している。」との連絡があった。連絡を受けた運行管理者は、「営業所では判断できないので、運行する経路を運転者自ら判断し、また、運行することが困難な状況に至った場合は、適当な待避場所を見つけて運転者自らの判断で運送の中断を行うこと」を指示した。
2. 運転者は、中型トラックで高速道路を走行中、大地震が発生したのに気づき当該トラックを路側帯に停車させ様子を見ていた。この地震により高速道路の車両通行が困難となったので、当該運転者は運行管理者に連絡したうえで、エンジンキーを持って、ドアをロックして当該トラックを置いて避難した。
3. 運転者は、交通事故を起こしたので、二次的な事故を防ぐため、事故車両を安全な場所に移動させるとともに、ハザードランプの点灯、発炎筒の着火、停止表示器材の設置により他の自動車に事故の発生を知らせるなど、安全に留意しながら道路における危険防止の措置をとった。
4. 運転者が中型トラックを運転して踏切にさしかかりその直前で一旦停止した。踏切を渡った先の道路は混んでいるが、前の車両が前進すれば通過できると判断し踏切に進入したところ、車両の後方部分を踏切内に残し停車した。その後、踏切の警報機が鳴り、遮断機が下り始めたが、前方車両が動き出したため遮断機と接触することなく通過することができた。

問 29 運行管理者は、荷主からの運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。この計画を立てた運行管理者の判断に関する次の1～3の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、＜運行の計画＞及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

(荷主の依頼事項)

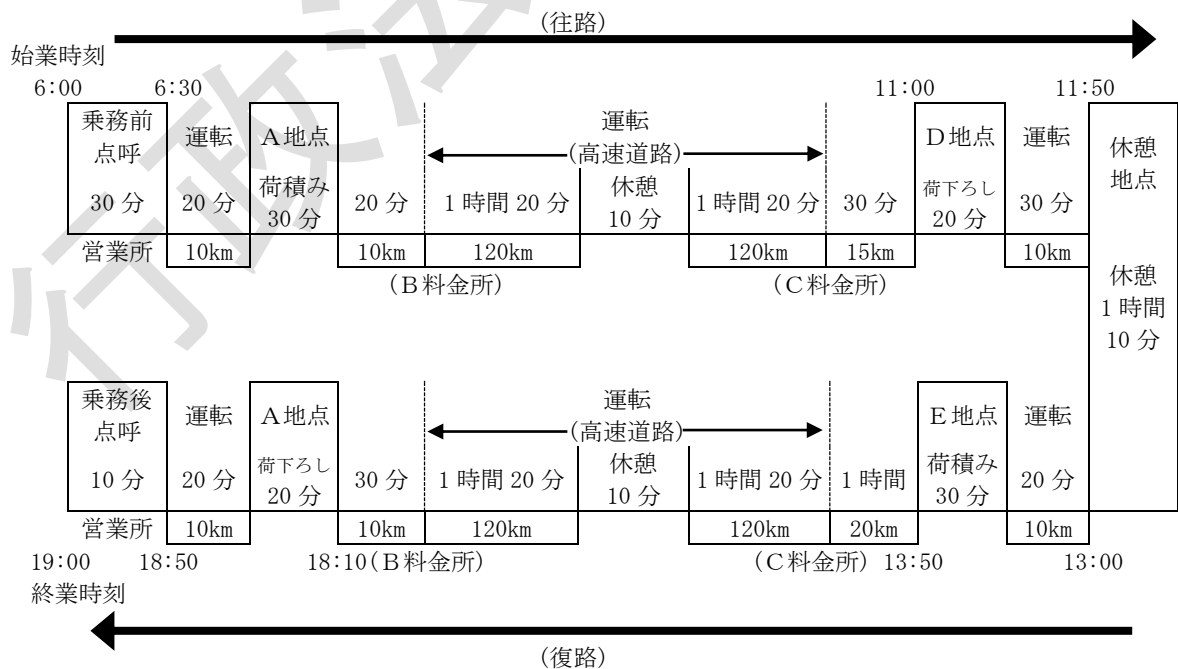
A地点から、重量が5,500キログラムの荷物を11時30分までにD地点に運び、その後戻りの便にて、E地点から5,250キログラムの荷物を18時30分までにA地点に運ぶ。

＜運行の計画＞

ア 乗車定員2名で最大積載量6,250キログラム、車両総重量10,930キログラムの中型貨物自動車を使用する。当該運行は、運転者1人乗務とする。

イ 当日の当該運転者の始業時刻は6時00分とし、乗務前点呼後6時30分に営業所を出庫して荷主先のA地点に向かう。A地点にて荷積み後、A地点を出発し、一般道を走行した後、B料金所から高速自動車国道(法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。以下「高速道路」という。)に乗り、途中10分の休憩をはさみ、2時間40分運転した後、C料金所にて高速道路を降りる。(B料金所とC料金所間の距離は240キロメートル)その後、一般道を経由し、D地点には11時00分に到着する。荷下ろし後、休憩施設に向かい、当該施設において11時50分から13時00分まで休憩をとる。

ウ 13時00分に休憩施設を出発してE地点に向かい、荷積みを行う。その後、13時50分にE地点を出発し、一般道を経由し往路と同じ高速道路を走行し、その後、一般道を経由し、荷主先のA地点に18時10分に到着する。荷下ろし後、営業所に18時50分に帰庫する。営業所において乗務後点呼を受け、19時00分に終業する。

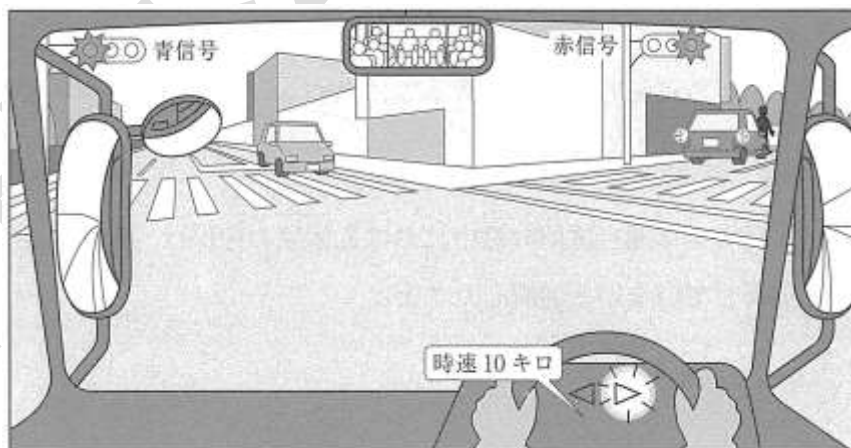


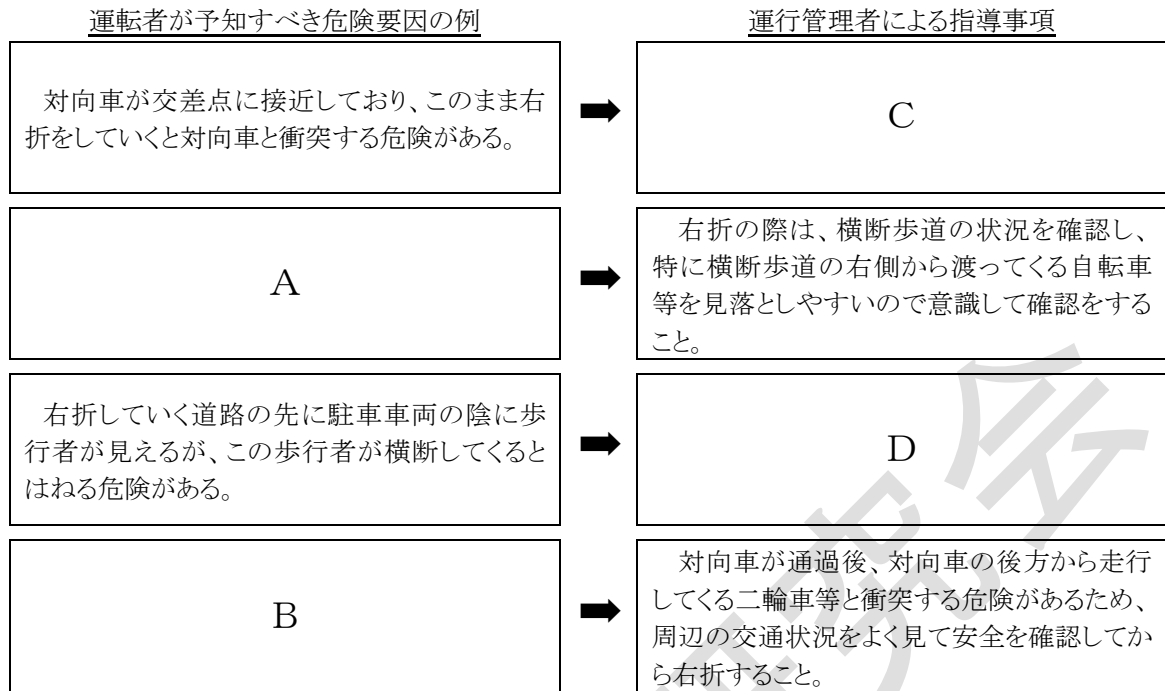
1. B料金所からC料金所までの間の高速道路の運転時間を、制限速度を考慮して 2 時間 40 分と設定したこと。
2. 当該運転者は前日の運転時間が 9 時間 00 分であり、また、当該運転者の翌日の運転時間を 8 時間 50 分とし、当日を特定の日とした場合の 2 日を平均して 1 日当たりの運転時間が改善基準告示に違反していないと判断したこと。
3. 当日の運行における連続運転時間の中断方法は改善基準告示に違反していないと判断したこと。

問 30 運行管理者が運転者に対して実施する危険予知訓練に関する次の記述において、問題に示す【交通場面の状況等】を前提に、危険要因などを記載した表中のA、Bに最もふさわしいものを【運転者が予知すべき危険要因の例】の①～⑤の中から、また、C、Dに最もふさわしいものを【運行管理者による指導事項】の⑥～⑩の中からそれぞれ 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

【交通場面の状況等】

<ul style="list-style-type: none"> • 信号機のある交差点を右折しようとしている。 • 右折先の道路に駐車車両があり、その陰に歩行者が見える。 • 対向直進車が接近している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 制限速度 : 時速 60 キロ • 路面 : 乾燥 • 天候 : 晴 • 車両 : 4 トン車 • 運転者 : 年齢 48 歳 • 運転経験 : 17 年
---	--





【運転者が予知すべき危険要因の例】

- ① 右折時の内輪差による二輪車・原動機付自転車などの巻き込みの危険がある。
- ② 横断歩道の右側から自転車又は歩行者が横断歩道を渡ってくるのが考えられ、このまま右折をしていくと衝突する危険がある。
- ③ 車幅が広いので、右折する交差点で対向車線へはみ出して衝突する危険がある。
- ④ 右折時に対向車の死角に隠れた二輪車・原動機付自転車を見落とし、対向車が通過直後に右折すると衝突する危険がある。
- ⑤ 急停止すると後続車に追突される危険がある。

【運行管理者による指導事項】

- ⑥ 対向車の速度が遅い時などは、交差点をすばやく右折し、自転車横断帯の自転車との衝突の危険を避けること。
- ⑦ スピードを十分落として交差点に進入すること。
- ⑧ 対向車があるときは無理をせず、対向車の通過を待ち、左右の安全を確認してから右折すること。
- ⑨ 交差点に接近したときは、特に前車との車間距離を十分にとり、信号や前車の動向に注意しながら走行すること。
- ⑩ 交差点内だけでなく、交差点の右折した先の状況にも十分注意を払い走行すること。

令和元年度 第 1 回 貨物運行管理者試験 解答と解説

問題 番号	解答と解説
問 1	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 事業法第 2 条第 2 項</p> <p>2 × 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の 3 つを指し、貨物自動車利用運送事業は一般貨物自動車事業の一部で登録手続。</p> <p>3 × 事業法第 9 条第 1 項 車庫の位置及び収容能力の変更は認可事項</p> <p>4 ○ 事業法第 9 条第 1 項</p>
問 2	<p>正解 1、2</p> <p>1 ○ 安全規則第 20 条第 1 項第 5 号 過労防止のため交替運転者の確保</p> <p>2 ○ 安全規則第 20 条第 1 項第 11 号</p> <p>3 × アルコールを備え置くのは、事業主の業務。運行管理者は、常時有効に保持する。</p> <p>4 × 高齢者は <u>65 歳以降</u> 1 年以内に 1 回その後 3 年ごとに受診する。</p>
問 3	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 過積載の引き受け及び指示命令禁止 事業法第 17 条（輸送の安全）</p> <p>2 ○ 事業法第 17 条 第 2 項</p> <p>3 × 事業法 22 条第 2 項、3 項 運行管理者は、事業者¹に業務としての助言を行い、事業者はそれを尊重する。 運行管理者は、従業員等に業務としての指導を行い、従業員等はそれに従う。</p> <p>4 ○ 安全規則第 9 条の 4</p>
問 4	<p>正解 A-4 B-6 C-5</p> <p>A-4 乗務前点呼は健康と酒気帯び・日常点検を重視する。 安全規則第 7 条第 1 項、第 5 項</p> <p>B-6 乗務後点呼は車両・運行状況の伝達及び酒気帯びを重視 安全規則第 7 条第 2、5 項</p> <p>C-5 中間点呼は健康状態等の報告 安全規則第 7 条第 3 項、第 5 項</p>
問 5	<p>正解 2、4</p> <p>1 不要 5 人以上の重傷者、10 人以上の負傷者は速報しなければならない。</p> <p>2 要 報告規則第 4 条第 1 項第 5 号 酒気帯び運転は速報しなければならない。</p> <p>3 不要 3 時間以上止めれば、重大事故ではあるが、速報は要しない。</p> <p>4 要 積載危険物の飛散、漏えいは報告義務。この場合は衝突による漏洩なので速報事項</p>
問 6	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 休憩・仮眠の施設を整備・保守・管理する義務がある。安全規則第 3 条第 3 項</p> <p>2 × 開始・終了地点・日時に変更があった場合は、事業者は写しに変更内容を記載し、運転者に適切な指示を行い、運転者が持参している運行指示書に変更の内容を記載させなければならない。</p> <p>3 ○ 営業所を出発してから再び営業所に戻るまで 144 時間(6 日間)を超えてはならない。(フェリー乗船時間を除く)</p> <p>4 × 特別積み合せは 100 km 超ごとに乗務基準を定める。 安全規則第 3 条</p>
問 7	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 事故惹起運転者に対する特別な指導は当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は乗務後 1 ヶ月以内。外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除く。</p> <p>2 × 安全規則第 17 条第 1 項第 4 号、第 5 号 点検は必要性の有無を問わず必ず実施すること。</p> <p>3 ○ 初任運転者の研修は座学で 15 時間以上、安全運転実技が 20 時間以上</p> <p>4 ○ 指導監督指針第 2 章 5(1)告示 1366 号 により運転記録証明書等を取り寄せる。</p>

問題番号	解答と解説
問 8	<p>正解 4</p> <p>1 ○ 事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車(被けん引自動車を除く)の数を 30 で除して得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)に <u>1 を加算</u>して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。</p> <p>2 ○ 補助者は、運行管理資格者又は、基礎講習を受けたものに限る。</p> <p>3 ○ 補助業務は運行管理者の指導及び監督のもとに行われる。</p> <p>4 × 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。</p>
問 9	<p>正解 1</p> <p>1 × 車両法第 20 条第 2 項 30 日以内ではなく、<u>遅滞なく</u>封印を取り外し国土交通大臣の<u>領置を受けること</u></p> <p>2 ○ 車両法第 19 条 自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示</p> <p>3 ○ 車両法第 3 条</p> <p>4 ○ 新所有者は、その事由があった日から 15 日以内に移転登録。車両法第 13 条第 1 項</p>
問 10	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 車両法第 66 条第 3 項 検査標章は有効期間の満了する時期が表示されている。</p> <p>2 × 車両法第 67 条 検査証の記載に変更があった日より 15 日以内</p> <p>3 × <u>1ヶ月前</u>から満了日まで車検を受け、次は、満了日の翌日から起算する。</p> <p>4 ○ 自動車点検基準 別表第 3 車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車の使用者は、スペアタイヤの取付状態等について定期点検</p>
問 11	<p>正解 A-1 B-1 C-2 D-2</p> <p>1 車両法第 47 条第 2 項 使用者又は自動車を運行する者は一日一回運行開始前に日常点検。</p> <p>2 車両法第 48 条第 1 項第 1 号 自動車運送事業の用に供する自動車は 3 ヶ月ごとに定期点検。</p> <p>3 車両法第 50 条</p> <p>4 車両法第 54 条第 2 項 整備命令等</p>
問 12	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 62 条第 6 項第 11 号 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器には点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えることができる。</p> <p>2 × 告示第 224 条(後写鏡等)第 1 項第 2 号 誤：地上 2 メートル以下 → 正：1.8 メートル以下</p> <p>3 ○ 夜間 200m の距離より確認できるもの</p> <p>4 ○ 保安基準第 18 条</p>
問 13	<p>正解 2</p> <p>1 × 誤：歩行者及び自転車の通行の用に供するため、→正：歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、 道交法第 2 条</p> <p>2 ○ 道交法第 17 条第 5 項第 4 号 正しい。</p> <p>3 × 設問のマークは聴覚障がい者標識である。身体障がい者標識は四つ葉マークである。</p> <p>4 × 道交法第 49 条の 3 第 2 項 高齢運転者等標章自動車に限る。</p>
問 14	<p>正解 A-2 B-2 C-3 D-3</p> <p>1 道交法第 44 条第 2 号 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内は駐停車禁止</p> <p>2 道交法第 44 条第 3 号 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から 5m 以内は駐停車禁止</p> <p>3 道交法第 44 条第 4 号 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端から 10m 以内は駐停車禁止</p> <p>4 道交法第 44 条第 6 号 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内は駐停車禁止</p>

問題番号	解答と解説
問 15	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 大型免許(車両総重量 11,000kg 以上、最大積載量 6,500kg 以上、乗車定員 30 人以上)は、21 歳以上、運転経験は 3 年以上</p> <p>2 × 車両総重量が 7,500kg 以上 11,000kg 未満のもの、最大積載量が 4,500kg 以上 6,500kg 未満のものを運転するには中型免許が必要。中型免許は 20 歳以上、運転経験は 2 年以上</p> <p>3 ○</p> <p>4 × 道交法第 71 条の 5 第 1 項 普通自動車免許、準中型自動車免許を受けた人で、当該自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して <u>1 年に達しない人</u> 初心運転者標識等を表示義務</p>
問 16	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法第 40 条 緊急車両を優先し、一時停止し、進路を妨げないこと。</p> <p>2 × 道交法第 42 条第 1 項第 2 号 勾配の急な上り坂は該当しない</p> <p>3 ○ 道交法第 38 条第 1 項 (横断歩道等における、歩行者等の優先)</p> <p>4 ○ 道交法第 35 条の 2 第 1 項 環状交差点における左折等</p>
問 17	<p>正解 2、3</p> <p>1 × 道交法第 71 条第 1 項 2 の 3 号 側方を通過するときは徐行して安全を確認すること。</p> <p>2 ○ 道交法第 75 条の 11 本線車道等に接する路肩、路側帯においても停止表示器材を見やすい位置において、停止していることを表示しなければならない</p> <p>3 ○ 道交法第 103 条</p> <p>4 × 道交法第 71 条 2 号 一時停止又は徐行</p>
問 18	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 労基法第 20 条 解雇予告の通知は 30 日前から行うこと。30 日前に予告をしない使用者は 30 日分以上の平均賃金を支払う。予告の日数は 1 日について平均賃金を支払った分を短縮することができる。</p> <p>2 × 労基法第 21 条 試の使用期間中の者であっても、<u>14 日</u>を超えて引き続き使用されるに至った場合は解雇予告が必要となる。</p> <p>3 ○ 労基法第 14 条</p> <p>4 × 労基法第 15 条第 2 項 労働条件が事実と相違する場合即時契約解除できる</p>
問 19	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 労基法第 38 条</p> <p>2 × 労基法第 34 条第 1 項 6 時間超えで 45 分以上、8 時間超で 1 時間以上の休憩を途中に与える</p> <p>3 ○ 労基法第 35 条 (休日) 毎週 1 日以上の日、但し、労使協定などにより 4 週で 4 日にできる</p> <p>4 ○ 労基法第 39 条第 1 項 (年次有給) 6 カ月間継続勤務 全労働日の 8 割以上出勤者対象。労使協定等により有給休暇の 5 日分以内を時間単位で取得可能</p>
問 20	<p>正解 A-1 B-1 C-1</p> <p>1 改善基準第 4 条第 2 項</p> <p>2 改善基準第 4 条第 5 項</p>
問 21	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 改善基準第 4 条第 1 項第 4 号 2 日平均して 9 時間 2 週平均 1 週あたり 44 時間を超えない</p> <p>2 × 改善基準第 4 条第 3 項 分割休息の考え方 全勤務回数の <u>2 分の 1</u> を限度とする。1 回あたり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上でなければならない。</p> <p>3 ○ 改善基準第 4 条 第 3 項 2 人乗務の特例</p> <p>4 × 2 暦日で拘束時間が <u>21 時間を超えないこと</u>。(確保された施設で、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について 3 回を限度に、拘束時間を 24 時間まで延長可。ただし、2 週間における総拘束時間は 126 時間(21 時間×6 勤務)以内であること。) 20 時間以上休息期間をとらなければならない。</p>

問題番号	解答と解説																								
問 22	<p>正解 3</p> <p>始業時刻から 24 時間を拘束時間の 1 日として計算するため、翌日の出勤が早くなっている場合には、重複時間として早くなった時間を前日にも加算すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>始業時間</th> <th>終業時間</th> <th>拘束時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日目</td> <td>5 : 00</td> <td>19 : 00</td> <td>14 時間 - 4 時間 = 10 時間 フェリー乗船時間(9 : 00~13 : 00)</td> </tr> <tr> <td>2 日目</td> <td>6 : 00</td> <td>18 : 00</td> <td>12 時間 + 2 時間 = 14 時間 翌日の始業時間が早い分</td> </tr> <tr> <td>3 日目</td> <td>4 : 00</td> <td>19 : 00</td> <td>15 時間 - 4 時間 = 11 時間 フェリー乗船時間(8 : 00~12 : 00)</td> </tr> <tr> <td>4 日目</td> <td>6 : 00</td> <td>18 : 00</td> <td>12 時間 + 1 時間 = 13 時間 翌日の始業時間が早い分</td> </tr> <tr> <td>5 日目</td> <td>5 : 00</td> <td>18 : 00</td> <td>13 時間</td> </tr> </tbody> </table>		始業時間	終業時間	拘束時間	1 日目	5 : 00	19 : 00	14 時間 - 4 時間 = 10 時間 フェリー乗船時間(9 : 00~13 : 00)	2 日目	6 : 00	18 : 00	12 時間 + 2 時間 = 14 時間 翌日の始業時間が早い分	3 日目	4 : 00	19 : 00	15 時間 - 4 時間 = 11 時間 フェリー乗船時間(8 : 00~12 : 00)	4 日目	6 : 00	18 : 00	12 時間 + 1 時間 = 13 時間 翌日の始業時間が早い分	5 日目	5 : 00	18 : 00	13 時間
	始業時間	終業時間	拘束時間																						
1 日目	5 : 00	19 : 00	14 時間 - 4 時間 = 10 時間 フェリー乗船時間(9 : 00~13 : 00)																						
2 日目	6 : 00	18 : 00	12 時間 + 2 時間 = 14 時間 翌日の始業時間が早い分																						
3 日目	4 : 00	19 : 00	15 時間 - 4 時間 = 11 時間 フェリー乗船時間(8 : 00~12 : 00)																						
4 日目	6 : 00	18 : 00	12 時間 + 1 時間 = 13 時間 翌日の始業時間が早い分																						
5 日目	5 : 00	18 : 00	13 時間																						
問 23	<p>正解 4</p> <p>自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 4 条第 1 項第 1 号 拘束時間は、1 ヶ月について <u>293 時間を超えないもの</u>とすること。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち <u>6 ヶ月</u>までは、1 年間についての拘束時間が <u>3,516 時間を超えない範囲内</u>において、<u>320 時間まで延長</u>することができる。</p> <p>1 × 12 月が 322 時間となっており、320 時間を超えている。</p> <p>2 × 293 時間を超えるのは 7 月、8 月、12 月、2 月の 4 回でいずれも 320 時間を超えていないが、1 年間の合計が 3,520 時間となっており、3,516 時間を超えている。</p> <p>3 × 293 時間を超えるのは 4 月、6 月、8 月、9 月、12 月、1 月、2 月の 7 回であり、1 年の内 6 回までという限度を超えている。</p> <p>4 ○ 293 時間を超えるのは 7 月、8 月、12 月、2 月の 4 回でいずれも 320 時間を超えておらず、また 1 年間の合計も 3,515 時間であり、改善基準に適合している。</p>																								
問 24	<p>正解 1ー不適 2ー不適 3ー不適 4ー適</p> <p>1 点呼は、運行管理規程に明記の上、総点呼数の 2/3 未滿までは、補助者に行わせることができる。設問の場合、7 割を超えて行わせているので不適である。</p> <p>2 点呼は対面で行うのが原則であるが、「運行上やむを得ない場合」は電話その他の方法で行うことができる。しかし、「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面を実施できない場合等をいい、<u>車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。</u></p> <p>3 必ず報告を求める事</p> <p>4 酒気帯びの有無は血中アルコール濃度 0.3mg/ml 又は呼気中 0.15mg/l であるかを問わない。ゼロでなければならない。</p>																								
問 25	<p>正解 2、3、4</p> <p>1 不適 制動距離と空走距離の合計が停止距離であり、車間距離は停止距離分を保つこと。</p> <p>2 適 積載物に転落のおそれがないことを確認すること。</p> <p>3 適 車の速度が速くなるほど運転者の視野が狭くなるため、速度の出し過ぎに注意する。</p> <p>4 適 運転者全員に対して飲酒が運転に及ぼす影響等について指導を行うこと。</p>																								
問 26	<p>正解 1ー不適 2ー適 3ー適 4ー適</p> <p>1 脳血管疾患は、症状がないまま病状が進行し、定期健康診断や人間ドックだけでは発見が難しいといわれている。脳検診を 3 年に 1 回程度の目安で受診することを推奨されている。</p> <p>2 日頃から運転者の健康状態を把握すること。</p> <p>3 安全規則第 3 条第 6 項及び第 20 条第 1 項第 4 号の 2 健康診断は、1 年以内ごとに 1 回定期的に行わなければならない。また、深夜業に従事する者に対しては、異常の所見に問わず、6 ヶ月以内毎に 1 回定められた健康診断を受けることが義務付けられている。</p> <p>4 病名別運転者数、死亡運転者数では共に心臓疾患が最も多くなっている。</p>																								

問題番号	解答と解説								
問 27	<p>正解 1－不適 2－適 3－適 4－適</p> <p>1 交通事故の発生を未然に防止するための対策を講じていくためには、運転者の人的要因とともに、<u>事故が発生した要因について様々な角度から情報を収集、分析</u>する必要がある。また、事故の再発防止対策の検討においては、<u>背後に潜在する危険要因を排除</u>することが重要となる。</p> <p>2 ドライブレコーダーを活用した指導は事故防止に有効である。</p> <p>3 ヒヤリ・ハットは事故の未然防止の方法として有効である。</p> <p>4 追突事故防止のため運転者に対しては適正な車間距離の確保や前方不注意の危険性等を理解させるよう指導する</p>								
問 28	<p>正解 1－不適 2－不適 3－適 4－不適</p> <p>1 運行管理者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示、その他輸送の安全をするために必要な措置を講じなければならない。運転に関わることは、運行管理者が判断する。</p> <p>2 避難する際は、エンジンを止め、エンジンキーはつけたまま窓を開め、ドアはロックしない。</p> <p>3 事故時の正しい措置である。</p> <p>4 前方に車があり、進路がふさがれているときは踏切に進入してはいけない。踏切の向こう側のスペースを確認すること。</p>								
問 29	<p>正解 1－不適 2－適 3－不適</p> <p>1 速さ＝距離÷時間なので $240\text{km} \div 2\frac{40}{60}\text{時間} = 90\text{km/時}$ なので、車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上の車両の高速道路の制限速度 80km/時に違反しているため、不適。</p> <p>2 当該運行の往路の運転時間 4 時間 20 分、復路 4 時間 50 分、合計 9 時間 10 分である。 各日の運転時間は</p> <table border="1" data-bbox="504 1131 1163 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>前日</th> <th>当日</th> <th>翌日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転時間</td> <td>9 時間</td> <td>9 時間 10 分</td> <td>8 時間 50 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>当日を特定日とすると、(9 時間+9 時間 10 分)÷2=9 時間 5 分 (9 時間 10 分+8 時間 50 分)÷2=9 時間 ⇒片方だけが 9 時間を超えるのは違反ではない。よって、適。</p> <p>3. 荷積み、荷下ろしも運転の中断と考える。 復路 E 地点を出発してから、 運転 1 時間→運転 1 時間 20 分→休憩 10 分→運転 1 時間 20 分→運転 30 分 の部分が、4 時間 10 分の運転に対し 10 分しか途中休憩がないため、連続運転時間の中断方法は改善基準に違反している。</p>		前日	当日	翌日	運転時間	9 時間	9 時間 10 分	8 時間 50 分
	前日	当日	翌日						
運転時間	9 時間	9 時間 10 分	8 時間 50 分						
問 30	<p>正解 A－2 B－4 C－8 D－10</p> <p>解答のポイントは、交通場面の状況等を確認し、状況に応じた正しい判断を行うことはもちろんであるが、その中でも運転者が予知すべき危険要因の例に直接関連する指導事項を選択する。また、運行管理者による指導事項の内容の直接的な根拠となっている危険要因を選択すること。</p>								